

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 4月 7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	燃料プール冷却浄化系熱交換器（B）出口弁に動作不良（全開手前で固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	プロセス計算機運転データ記録用プリンタの用紙押さえに一部損傷が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット計装品点検において、制御ケーブル中継箱蓋の取付金具に外れ（16箇所）が認められたため、当該金具を取付	D	
4	2号機	非常用ディーゼル発電機（B）充電器復旧操作において、「常用交流入力」用しゃ断器に動作不良（投入不可）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
5	3号機	コントロール建屋地階スイッチギヤ室換気空調系局所空調機のフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
6	3号機	タービン建屋換気空調系空調設備点検において、排風機建屋送風機（B）出口ダンパに一部損傷が認められたため、当該ダンパを交換	D	
7	3号機	タービン建屋換気空調系南側主給気ファン室西側出入口自動開閉扉アーム取付部のボルト外れ（4本中1本）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	3号機	共用所内ボイラ循環ポンプ（C）クーラー冷却配管接続部に水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	4号機	取水設備バー回転式スクリーン（F）電源ケーブル用電線管に腐食が認められたため、当該電線管を交換	D	
10	5号機	仮置物品の影響により原子炉補機冷却系ポンプ入口プロセス放射線モニタ記録計の指示値が上昇し、「放射能高」の警報発生が認められたため、対応検討	D	
11	5号機	原子炉格納容器換気空調系局所空調機点検において、空調機出口ダクトに一部損傷が認められたため、当該部を修理	D	
12	5号機	可燃性ガス濃度制御系再循環フロアガス入口流量変換器（A・B）点検において、計器精度外れが認められたため、当該変換器を修理	D	
13	5号機	タービン建屋換気空調系空調設備点検において、排風機入口ダクト点検用マンホールボルト・ナットに腐食（20組）及びボルトに緩み（8箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
14	5号機	換気空調系原子炉ウェルエリア差圧調整空気駆動弁（2台）点検において、弁駆動用減圧弁に動作不良が認められたため、当該減圧弁を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	5号機	復水脱塩装置苛性ソーダ移送配管圧抜空気駆動弁点検において、弁駆動用電磁弁フレキシブル電線管表面被覆に一部剥離が認められたため、当該電線管を修理	D	
16	5号機	主蒸気外側隔離弁点検後の養生シート復旧において、外側隔離弁（B）弁駆動用空気系配管及び空気元弁の弁棒に変形（曲がり）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
17	5号機	試料採取系タービン補機冷却系熱交換器出口母管サンプル弁にシートパス（鉛筆1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	5号機	中央操作室制御盤（9-17）の西側壁面にひび（3箇所）及び剥離（2箇所）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	5号機	非常用ディーゼル発電機補機冷却海水系ポンプ（B）点検において、中間軸（3）の振れ測定値に許容値超えが認められたため、当該中間軸を修理	D	
20	6号機	非常用ディーゼル発電機（A）燃料デイトンク入口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
21	6号機	原子炉格納容器貫通部計装配管スイッチ付温度記録計に指示不良（打点No. 7にオーバースケール）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 ・安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 ・管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」 (JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為 (判断) とは異なる行為 (判断)

不適合管理グレード分け (不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで